

こ 支 虐 第 8 8 号
令和6年3月28日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

養育支援訪問事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「養育支援訪問事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成26年5月29日付け雇児発0529第33号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育支援訪問事業の実施について」は令和6年3月31日限りで廃止する。

養育支援訪問事業実施要綱

1 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第5項に規定される事業。)

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- (2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援。
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

4 実施方法

(1) 支援の対象

本事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような状態にある家庭(里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。)を対象とする。

ア 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭。

イ 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。

ウ 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。

エ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

オ 公的な支援につながっていない児童（乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳～5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童）のいる支援を必要とする家庭。

カ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

（２） 訪問支援者

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとする。

（３） 研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず事前に研修を行うこと。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や支援場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略して差し支えないものとする。

（４） 支援内容の決定方法

本事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケ

ジュール等に基づき訪問支援を実施する。

なお、中核機関は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

5 留意事項

- (1) 本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等、または妊婦への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 平成 29 年児童福祉法等改正では、様々な事情により地域社会から孤立しがちな子育て家庭等に対して、より積極的な支援を実施できるよう、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭、公的な支援につながりを持たない家庭を本事業の対象として明確化したところであり、必要な支援の提供に努められたい。
- (3) 令和 4 年児童福祉法等改正（以降令和 4 年改正と記載）において、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する子育て世帯訪問支援事業が創設され、幅広い子育て世帯を対象とした生活支援を強化することとしている。このため、本事業における支援については、保健師等による専門的相談支援に特化して実施することとなるが、子育て世帯訪問支援事業の利用者で相談支援ニーズの高い家庭については、本事業を組み合わせる利用することも想定されるところであり、利用者の状態、支援ニーズに応じた事業の活用に努められたい。
- (4) また、令和 4 年改正において、市町村が行う養育訪問支援事業等の家庭支援事業について、利用勧奨や措置を行うことができるとされているが、養育支援訪問事業に関しては、従前から、多くの場合においてこども・子育て家庭からの申出等を待たずに実施されてきたところであり、今般の利用勧奨・措置の制度上の導入によりその運用方法が変わるものではないが、例えば、子育て世帯訪問支援事業による支援の実施と併せて、養育支援訪問事業による専門的相談支援を実施する等の場合においては、利用者の状態、支援ニーズ等に応じ、両事業の利用勧奨や措置を実施することも想定される。

6 費用

市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。